

介護老人保健施設リハビリゾートわかたけ 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹大寿会が開設する介護老人保健施設リハビリゾートわかたけ（以下「事業所」という。）が行う、指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、居宅事業にあつては要介護状態にある高齢者に対し適正な指定訪問リハビリテーションを、また予防事業にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 事業所の従業者は、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他リハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の実施にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあつては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）

第4条 指定訪問リハビリテーション等を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：介護老人保健施設リハビリゾートわかたけ
- (2) 所在地：神奈川県横浜市神奈川区菅田町1826

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者： 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
理学療法士・作業療法士 1名以上（常勤兼務 1名）
その他、必要に応じて雇用し配置する。
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする（祝日は営業する）。
但し、12月30日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日：月曜日から土曜日とする（祝日はサービス提供を行う）。
- (4) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法)

第7条 指定訪問リハビリテーション等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が当事業所医師に利用者の必要な情報を提供し、情報を受けた当事業所の医師が利用者を診療し、医師が作業療法士等に交付した訪問リハビリテーション指示書により、訪問リハビリテーション計画書を作成し訪問リハビリテーション等を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、事業所が居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身機能に関すること。
関節の変形拘縮の維持改善、筋力の維持・改善、不安感・疼痛緩和等のための介入など。
- (2) 日常生活活動に関すること。
寝返りなどの体位変換、起き上がりや座位保持訓練、立ち上がり訓練、歩行訓練等、摂食・嚥下訓練等、日常生活動作の維持改善のための介入など。
- (3) 日常生活関連活動に関すること。
炊事・掃除・買い物などの家事や交通機関の利用などに関する介入など。
- (4) 趣味・余暇活動に関すること。
- (5) 住宅改修・福祉用具に関すること。
- (6) 家族の支援に関すること。
家族への介助や介護の指導・相談など。

(利用料等その他の費用の額)

- 第9条 1 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時はその1割、**2割又は3割**の額とする。詳細は別添の料金表の通り。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えてから往復分を1kmあたり 30円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業を実施する地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、下記の地域とする。

- (1) 横浜市神奈川区全域
- (2) 保土ヶ谷区 上菅田町 新井町 西谷町 東川島町 上星川 川島町 坂本町 仏向西
釜台町 常盤台 峰沢町
- (3) 緑区 東本郷 東本郷町 鴨居町 鴨居 白山 竹山 上山 中山町 寺山町
青砥町
- (4) 都筑区 川向町 佐江戸町 加賀原 川和台 川和町 二の丸 東方町 折本町
大熊町 桜並木 中丸台 新栄町 勝田南 茅ヶ崎南 長坂 平台
高山 大丸
- (5) 港北区 小机町 鳥山町 新横浜 新羽町 北新横浜

(相談・苦情対応)

- 第 11 条 1 当事業所は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(衛生管理)

- 第 12 条 1 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

- 第 13 条 1 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 14 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 1 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
 - 3 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
 - 5 この規程が定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 12 月 15 日から施行する。